

長崎特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあってもいじめは、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で周知徹底することが重要である。

このため、学校は、教育活動全体を通じて全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促していくことを継続していかななければならない。本校では、教師が率先していじめのない友好的な関わりを促していくとともに、不適切な関わり方についてはその都度指導をしながら無意識でもいじめの定義に触れるような関わりがないように日々の指導に努めていくことが大切である。

また、学校内だけでなく、保護者や地域に向けてもいじめ問題への対応の重要性についての認識を広めるための啓発活動を継続して進めていく。

3 教育目標

創意工夫ある教育活動を通して、一人一人の能力を伸ばし、「生きる力」を育み、健康で、豊かな心をもって社会参加に向かって生きていく児童生徒を育てる。

〇めざす児童生徒像

- ①自ら動き、人や物と関わり、楽しく学ぶ児童生徒
- ②友達と仲良く活動する児童生徒
- ③一生懸命頑張る児童生徒

【いじめの基本認識】

- ①いじめは、どの児童生徒にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われていることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わる問題である。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

4 いじめ防止のための組織

○目的

「いじめ」の実態把握と未然防止に努めるとともに、「いじめ」が発生した場合の緊急対応等を講じる。また、保護者・学校・病棟・地域・関係機関との連携を図る。

なお、「いじめ」に対する直接的対応及び指導のみならず、「いじめ」を助長させる風潮や環境の是正、人権意識の高揚にも積極的に関わっていく。

○活動の視点

- ①「いじめ」の実態の究明とその撲滅に当たる。
- ②「いじめ」の発生原因や指導の研究に当たる。
- ③学校・病棟・地域の関係機関と連携をとり、広く情報を得る。
- ④「いじめ」に関する保護者への啓発活動を行う。
- ⑤学校内外の教育活動を通じ、人権意識の高揚・豊かな心情・道徳心の育成を図る。
- ⑥「いじめ」の早期発見及び発見時の早期対応を行う。

○組織

【いじめ対策委員会】※必要に応じて開催する。

<構成員>

(常任委員) 校長・教頭・部主事・生活文化部主任・教務部主任・生徒指導主事・各学部代表
訪問教育代表・関係担任・養護教諭・カウンセラー

(非常任委員) 保護者代表 (PTA会長、副会長)
学校評議員 (学識経験者、福祉関係者、地域関係者)
病棟関係者 (医教連絡委員会委員)

(考えられる協力・連携機関)

保護者 (家庭)・病棟・教育委員会、教育センター・地域社会・その他関係機関

5 学校の取組

【いじめの未然防止】

- いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に全校で協力して対応できるような指導体制を確立する。
- 「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」を活用した研修会や人権意識や生命尊重に関する研修会などを実施し、職員の人権やいじめに関する知識を高め、お互いを思いやり、尊重できることを意識できる指導に取り組む。
- 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等道徳心の育成をねらいとした取組を行う。
- 児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、お互いを認め合い、みんなの居場所がある学校生活ができるようにする。授業の中で上手にできた時は称賛し、みんなに紹介して喜びを分かち合うなど、個々のすばらしい所を認めながら「やればできる」という気持ちをクラス及び学校全体で培うようにする。
- 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- 年度初めには教職員及び保護者に向けて学校基本方針の説明を行い、その周知を図る。

【いじめの早期発見】

- 児童生徒の観察を日々入念に行い、些細な変化に気づいたときは、担任間で共有し、事案によっては学部、学校全体で共有できるような機会を設ける。
- 児童生徒の生活実態に応じて定期的もしくは必要に応じてアンケートや個人（保護者）面談を実施するなどして、詳細な所までの把握に努める。
- 校内に児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることができるような教育相談体制を整備したり、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築したりする。また、担任間でも保護者から相談を受けやすいような雰囲気作りに努める。
- 学校以外の相談窓口（24時間子どもSOSダイヤル、メール相談窓口、親子ホットライン等）について、周知や広報を継続して行う。

【いじめに対する措置】

- いじめを発見した場合は速やかにその行為をやめさせる。その後、特定の教職員で問題解決せず、校長、教頭、部主事、生活文化部主任に報告し、「いじめ対策委員会」にて情報を共有する。
- 情報に関しては、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、保護者等と情報を共有する。
- いじめ被害を受けた児童生徒に対しては、学校全体で守ることに努め、心配や不安を取り除いて安心して登校できるような配慮をする。
- いじめを行った児童生徒に対しては「いじめは決して許されない」ことの理解を促しながら、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を進めていく。
- いじめについての情報や対応については教職員全体で共通理解し、必要に応じて関係機関や専門機関と連携しながら解決に向けて取り組んでいく。

6 重大事態への対処

（1）重大事態の概要

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合。
- ②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合。
- ③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

（2）重大事態が発生した場合の対応

- ①いじめを発見したもしくは保護者から報告を受けた教職員が、担任、部主事、生活文化部主任等に報告。その後部主事から教頭、校長へ報告する。
- ②いじめ対策委員会を開催し、情報の確認及び今後の対応についての協議をする。
- ③教育委員会へ報告する。
- ④事実関係を明確にするために、必要な調査を行う。
- ⑤児童生徒及びその保護者に対して重大事態の事実関係等、その他必要な情報を提供し今後の対応について必要に応じて検討をする。

7 公表 点検 評価

- （1）「学校いじめ防止基本方針」をホームページで公開する。
- （2）学校評価において、いじめへの取組を保護者や所属職員で評価する。
- （3）年間の取組について学校評議員会において報告し、意見を求める。